

伊賀市新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

計画改定の背景

- 新型コロナウイルス感染症対応では、検査、医療提供・ワクチン接種体制が発生初期に確立されていなかったこと、ウイルスの変異等により複数回にわたって発生した「波」のために経済活動が繰り返し制限されたことなどの課題が生じた。
- 国は、新型コロナウイルス感染症対応の経験をふまえ、次の新興感染症危機でよりの確な対策の切り替えを行うことをめざし、初めて政府行動計画を抜本的に改正、（令和6年7月2日閣議決定）三重県においても、新型コロナ対応の経験や県感染症予防計画に記載した医療提供体制の確保に関する内容もふまえた上で、新たな政府行動計画に沿って、令和7年3月に県行動計画を全面的に改定。
- 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画および都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

対象疾患

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。既に知られている感染症であり、政令で定めるもの）
- 新感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。人から人への感染が認められ、既知の感染症と明らかに異なるもの）

計画改定の主な内容

- ◆ 対策項目を6項目→8項目に拡充
- ◆ 準備期、初動期、対応期に分けた取組とし、発生時に迅速に対応できるよう特に準備期（平時）の取組を充実
- ◆ 感染状況に応じて、機動的に対策を切り替えられるよう対応の段階を分けた取組へと変更

【現行計画】

①実施体制 ②サーベイランス ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活・市民経済



【改定後計画】

①実施体制
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③まん延防止
④ワクチン
⑤医療
⑥保健
⑦物資
⑧市民生活および市民経済の安定の確保

準備期

初動期

対応期

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

重点的に取り組む事項

感染症危機は繰り返し発生し得るものであることから、新型コロナウイルス感染症への対応経験と課題を踏まえ、次なる感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを考慮した3つの目標を重点的に取り組みます。

コロナ禍における課題

平時の備え不足

- ・人材育成および実施体制の準備不足
- ・市民等への啓発活動の不足
- ・医療資源の備え不足

対策実施時の課題

- ・生活関連物資の不足、買占め等の発生
- ・想定外の感染状況に対応不可能
- ・感染症対策の長期化に伴う社会経済活動の停滞

情報収集・発信の課題

- ・偏見・差別等への対応が不十分
- ・情報の透明性や迅速な発信不足による混乱



計画改定における対応目標

①感染症危機に対応できる平時からの体制作り

- ・市民等への普及啓発と実践的な訓練の実施
- ・関係機関との連携体制構築
- ・感染症対策物資等の備蓄

②市民生活および社会経済活動への影響の軽減

- ・生活関連物資の安定供給に関し事業者・市民への呼びかけ
- ・感染状況に応じて、機動的に対策を切り替えられるよう対応の段階を分けた取組へと整備

③基本的人権の尊重

- ・偏見・差別等が生じないよう取組を強化
- ・あらゆる情報媒体を活用した情報提供

伊賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要〈各分野の取組〉

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・実践的な訓練を実施し、体制を整備 ・市行動計画を作成・変更	・必要に応じて市対策本部を設置し必要な人員体制を強化	・全庁的な対応を進め、各対策の実施体制を整備・見直し
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・市民への情報提供体制を整備 ・リスクコミュニケーションを推進	・新型インフルエンザ等の特性や対策に関する情報を迅速に提供	・市民による適切な判断を促進するため、双方向のコミュニケーションを行いリスク情報を共有
③まん延防止	・市民や事業者への理解促進を図り、まん延防止策を準備	・市内でのまん延防止対策を迅速に実施し、感染拡大を抑制	・感染症の特徴に応じたまん延防止策を実施
④ワクチン	・ワクチン供給体制を構築し、住民接種準備	・接種体制を整備し、速やかなワクチン接種に向けた準備を開始	・予防接種を実施するとともに、必要に応じて情報提供を実施
⑤医療	・医療提供体制を整備し、研修や訓練を通じて人材を育成	・適切な医療提供体制を確保し、相談窓口及び相談ダイヤルを市民周知	・迅速に医療提供を行い、感染症危機に対応するための体制を維持
⑥保健	・業務継続計画を含む体制の整備 ・平時から関係機関との連携強化	・県が設置する住民向けコールセンター等の情報提供を開始	・県と連携し、適切な保健サービスを提供 ・配慮が必要な者に対する、感染症対策等についての周知・広報
⑦物資	・感染症対策物資等の備蓄	・感染症対策物資等の需給状況の確認 ・有事に必要な感染症対策物資等を安定的に確保	
⑧市民生活および市民経済の安定の確保	・生活関連物資の備蓄 ・DXを推進し、支援の実施に係る仕組みを整備 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築	・事業者や市民等に対し、感染症対策の準備を呼び掛け、必要な情報を提供 ・生活関連物資の安定供給に向けた調整を実施 ・遺体の安置場所の確保	・準備期での対応をもとに市民生活や社会経済活動の安定を確保するための取組を実施